

政令第三百二十四号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。

理由

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。